

厚生労働省
広島労働局発表
令和5年11月1日

広島労働局労働基準部賃金室
室長 石井あつ子
賃金指導官 栗林隆幸
(電話) 082 (221) 9244

令和5年度広島県特定（産業別）最低賃金は、
時間額31円～42円の引上げ
～ 広島地方最低賃金審議会が答申 ～

広島地方最低賃金審議会（会長 おかだ ゆきまさ 岡田 行正（広島修道大学教授））は、広島労働局長（かまいし ひでお 釜石 英雄）から、「広島県特定（産業別）最低賃金の改正決定について」の諮問を受けた7種類の特定（産業別）最低賃金について、調査審議を重ねた結果、本日、現行の広島県特定（産業別）最低賃金を別表のとおり改定することが適当である旨を広島労働局長に答申しました。

広島県特定（産業別）最低賃金は、労働条件の向上又は事業の公正競争確保を目的に、特定の産業の関係労使が、広島県最低賃金よりも高い最低賃金を求める旨を広島労働局長に申し出て、これを受けて広島労働局長が広島地方最低賃金審議会に諮問し、その答申を受けて改正を決定することができるものです。

本日の答申は、現行の広島県特定（産業別）最低賃金額（時間額）から、それぞれ31円～42円引き上げる内容となっています。

広島労働局長は、この答申を受け、異議申出（期限11月16日）に関する手続、審議等を経て、広島県特定（産業別）最低賃金を改正決定することとしています。

また、これにより改定される広島県特定（産業別）最低賃金の発効日は、12月31日を予定しています。

令和5年度広島県特定（産業別）最低賃金改定状況

件名	現行の最低賃金額 (時間額)	答申された最低賃金額 (時間額)	引上額	引上率
広島県製鉄業、鋼材、鋳鉄铸件、 可鍛鉄製造業、その他の鉄鋼業最低賃金	1024 円	1064 円	40 円	3.91%
広島県建設用・建築用金属製品、 その他の金属製品製造業最低賃金	969 円	1002 円	33 円	3.41%
広島県はん用機械器具、 生産用機械器具、業務用機械器具製造業 最低賃金	984 円	1020 円	36 円	3.66%
広島県電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、情報通信機械器具製造業 最低賃金	953 円	995 円	42 円	4.41%
広島県自動車・同附属品製造業最低賃金	964 円	998 円	34 円	3.53%
広島県船舶製造・修理業、船用機関製造業 最低賃金	999 円	1030 円	31 円	3.10%
広島県自動車小売業最低賃金	958 円	993 円	35 円	3.65%